

認知症対応共同生活介護設置運営法人募集要項

1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を進めています。

今回の公募は、平成29年10月1日を開設期限とし、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）の設置運営法人を募集するものです。

2 募集等の日程

| 項目 | 日 程 |
|-----------------------|---|
| 予約受付期間 | 平成27年10月19日（月）午前9時から 平成27年10月23日（金）午後5時まで（厳守） ※ 予約受付期間中に申請書類の提出希望日時を電話予約してください。 |
| 申請書類受付期間 （申請書提出期間） | 平成27年11月2日（月）から平成27年11月6日（金）まで |
| 申請書類補正期限 | 平成27年11月11日（水）まで ※ 提出書類で補正の必要のある場合に訂正していただく期間となります。 |
| 決定日 | 平成27年度11月末（予定） |
| 開設期限 | 平成29年度10月1日まで（厳守） |

3 関係法令等

計画は、「建築基準法」、「消防法」、「川崎市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例」、その他関係法令等を遵守したものとしてください。

※ 「川崎市認知症対応型共同生活介護事業者指定基準」第2条第3項及び第4項に該当する場合には内定を行いません。

- 3 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、処分決定日の翌日から起算して6年間は内定を行わないこととする。
- 4 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日の翌日から起算して6年間は内定を行わないこととする。

4 開設期限等

- (1) スケジュールは、当該施設の整備にあたって必要な法令上の手続き、人員確保、工事等に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって期限までに開設することが可能なものとしてください。
- (2) 内定を受けた事業者は、3か月ごとに計画の進捗状況を書面で報告してください。
 - ※ 3か月ごと以外にも、適宜進捗状況の報告を求めることがあります。
 - ※ 正当な理由なく「開設期限」を守れない場合は、内定後であっても「内定取消」となります。
 - ※ 「開設期限」を遵守できない計画は申請できません。

5 募集条件

(1) 募集枠

| 区 | 川崎区 | 幸 区 | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 14 |

※ 1施設は2ユニット

(2) 地域交流スペースの設置（30㎡以上）

地域交流スペースは、地域住民が集い、地域福祉の活動を行うことや、施設内における交流などを目的としたものであり、高齢化が一層進む2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域交流スペースの果たす役割は更に大きくなることが予想されていることから設置するものです。

一般の往来から目に入りやすい位置とし、地域住民が利用しやすい配置としてください。

台所（一般家庭用）、専用トイレ及び専用手洗いを整備してください。

机及びいす（高齢者が運びやすい計量のもの）を適当数配備してください。

開設後は、原則無償（光熱水費等の実費は除く）とし、ボランティアグループ等による多様なサービスの提供や、介護予防、ミニデイサービス、食事会など地域住民との交流を進めてください。

なお、地域交流スペースの設置に関して御不明な点がありましたら、本募集要項の最終ページに記載しています【申込み・お問い合わせ先】までお問い合わせください。

6 申請書類

ファイル「4.【様式】内定申請書類」を使用してください。

7 申込方法等

「申請書類受付期間」に申請書類を提出してください。

提出にあたっては、「予約受付期間」中に提出する日時を電話予約してください。なお、「予約受付期間」及び「申請書類受付期間」は、募集要項「2 募集等の日程」のとおりです。

(注意事項)

- ② 応募に必要な書類に不足、不備等がある場合は、受付をすることができませんので御注意ください。
- ② 申込みの際は、書類の内容等について回答可能な方が来庁してください。
- ③ 提出された書類は、本募集に係る目的以外には使用しませんが、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- ④ 申請書は正副2部提出してください。副の書類は写しで結構です。
- ⑤ 提出された書類については、必要な範囲で複写する場合があります。
- ⑥ 「申請書類受付期間」以降の資料の提出は認めません。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合があります。
- ⑦ 申込書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、本市から申請者あて連絡

し、「申請書類補正期限」までに訂正等をしていただく場合があります。

8 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 応募資格がない法人の応募
- ② 応募に必要な書類が不足している応募
- ③ 応募に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない応募
- ④ 応募に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている応募
- ⑤ 応募に必要な書類に虚偽の記載がある応募
- ⑥ 応募に必要な書類中その要領が不明確な応募
- ⑦ 応募申込書に記名押印のない応募
- ⑧ 本応募に関し不正な行為があった応募
- ⑨ 本募集要項で指定した事項に従わないで応募した法人の応募
- ⑩ その他、本募集要項で指定した以外の方法により応募した法人の応募

9 設置・運営法人の決定方法

(1) 別紙「認知症対応型共同生活介護事業者選定基準」の選定基準に基づき採点を行います。

「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

なお、選定基準は別紙を御確認ください。選定基準は基準を満たした後、継続して基準を満たし続けることを条件とします。

開設後6か月及び1年の経過時点でサービスの形態等について書面で報告をしてください。また、その後も定期的に報告を求めることになります。

(2) 設置・運営法人の決定

選定基準を参考に「地域密着型サービス等部会」での審査を総合的に評価し、運営法人を決定します。

各区での募集枠の範囲内で内定予定事業者を決定します。

(3) 結果の通知

結果については、全ての法人に対して選考の終了後に通知します。

10 結果の公表

本募集の結果については、川崎市インターネットホームページで公表します。

選定された応募書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募書類は本市にて処分します。選定された法人の提案内容については、市が公表できるものとします。

11 内定の取消

決定後においても、次のような理由により事業内容の変更等をする場合は、決定の取消を行う場合があります。

なお、決定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

- ① 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- ② 正当な理由なく、計画変更や提案内容が守られない場合
- ③ 正当な事由なく平成29年10月1日までに開所に至らないことが確実な場合
- ④ 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- ⑤ 応募書類に虚偽等が判明した場合
- ⑥ 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排

- 除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- ⑦ 特段の事由もなく川崎市の指導に従わない場合
 - ⑧ 法令遵守に抵触する事由が発生した場合
 - ⑨ その他事業執行上、支障が発生した場合

12 留意事項

(1) 接触の禁止

本件の募集に伴い、審査に係る「地域密着型サービス等部会」委員に対しての接触を禁じます。
なお、接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(2) 施設整備を進めるに際しては、地域への説明及び必要な調整を行いながら整備を進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、地域と良好な関係を構築できるよう、誠意を持って対応してください。

(3) 地域との良好な関係の構築、維持に努めてください。

【申込み・お問い合わせ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電 話 044-200-2469

F A X 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

所在地

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエアビル西館10階

認知症対応共同生活介護事業者選定基準

1 設置主体（50点）

1-1 認知症対応型共同生活介護（1項目）

- 認知症対応型共同生活介護の運営実績が3年以上あること 10点
- 認知症対応型共同生活介護の運営実績が1年以上3年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が1年以上あること 5点

1-2 資産状況

- 直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと 20点

1-3 収支状況

- 直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと 20点

2 建築計画（20点）

2-1 建築物の構造

- 建築基準法第2条に規定する耐火構造であること 10点

2-2 ユニットの形態

- ユニットが同一の階に設置されていること（階が分かれる等分断されていないこと） 10点

3 サービスの形態（135点）

3-1 看取り介護加算

- 看取り介護加算の体制を整えること 10点

3-2 医療連携体制加算（1項目）

- 医療連携体制加算を算定する体制を整え、看護師等の適切な配置を行い、全居住者の2分の1以上の痰吸引器を配置し、医療依存度の高い利用者（痰吸引、経管栄養、糖尿病等）の積極的な受け入れを行うこと 15点
- 開設後1年以内に、医療連携体制加算の体制を整えること 10点

3-3 認知症専門ケア加算（1項目）

- 開設後1年以内に、認知専門ケア加算Ⅱの体制を整えること 15点
- 開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること 10点

3-4 夜間支援体制加算

- 開設後1年以内に、夜間支援体制加算Ⅰ又はⅡの体制を整えること 10点

3-5 サービス提供体制強化加算（1項目）

- 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰーイの体制を整えること 5点
- 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰーロの体制を整えること 4点
- 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅱ又はⅢの体制を整えること 3点

3-6 短期利用共同生活介護

- 開設後1年以内に、短期利用共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること 15点

3-7 併設サービス①

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること 25点

3-8 併設サービス②（1項目）

- 看護小規模多機能型居宅介護を併設すること 25点
- 小規模多機能型居宅介護を併設すること 15点

3-9 短期利用居宅介護

- 開設後1年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること 15点

4 地域包括ケアシステムの推進（50点）

4-1 地域交流スペース

- 地域交流スペースを60㎡以上確保すること **30点**
 - 55㎡以上60㎡未満確保すること **25点**
 - 50㎡以上55㎡未満確保すること **20点**
 - 45㎡以上50㎡未満確保すること **15点**
 - 40㎡以上45㎡未満確保すること **10点**
 - 35㎡以上40㎡未満確保すること **5点**

4-2 地域バランス（1項目）※

- 認知症対応型共同生活介護が未整備の地域包括支援センターの担当地域に整備すること **20点**
- 認知症対応型共同生活介護が1か所の地域包括支援センターの担当地域に整備すること **10点**

合計：最大255点

★注意★

申請内容は、実現可能なものとしてください。
実現できない場合は一定期間、内定を行わないこととなります。

※包括支援センターの整備地域について

4-2 地域バランス

<未整備の地域>

- 20点**
- | | |
|-----|--|
| 川崎区 | 藤崎地域包括支援センター |
| 幸区 | 幸風苑地域包括支援センター しゃんぐりら地域包括支援センター さいわい東地域包括支援センター |
| 中原区 | とどろき地域包括支援センター |
| 高津区 | すえなが地域包括支援センター 溝口地域包括支援センター |
| 麻生区 | 柿生アルナ園地域包括支援センター 新百合地域包括支援センター |

<1箇所地域>

- 10点**
- | | |
|-----|---|
| 川崎区 | 恒春園地域包括支援センター 大師の里地域包括支援センター |
| 中原区 | ひらまの里地域包括支援センター |
| 高津区 | 陽だまりの園地域包括支援センター |
| 宮前区 | レストア川崎地域包括支援センター 宮前平地域包括支援センター ビオラ宮崎地域包括支援センター |
| 多摩区 | 長沢壮寿の里地域包括支援センター しゅくがわら地域包括支援センター よみうりランド花ハウス地域包括支援センター |